

中環審水環境部会陸域環境基準専門委員会第 1 回資料 5 (H19.9.5)抜粋

水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方及び見直し方針 (案)

1. 水域の類型指定の考え方

(1) 全体の考え方

- ① 「水質汚濁に係る環境基準について」(告示・S46.12.28 環告 59) (以下、「告示」という。)第 1 の 2(2)において、類型指定を行う際の基本的な考え方が以下のとおり示されている。

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
  - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
  - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
  - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
  - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- (略)

(2) 湖沼に係る類型指定の必要性の判断について

①人工湖沼の湖沼類型当てはめ対象の考え方

告示別表 2 の 1(2)において、湖沼の定義を以下のとおりとしている。

天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖。

②湖沼の全窒素及び全リンに関する環境基準について

告示別表 2 の 1(2)のイの備考 2 において、湖沼の全窒素及び全リンに係る環境基準の類型指定について以下のとおりとしている。

水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとするが、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼 (全窒素/全リン比が 20 以下であり、かつ全リン濃度が 0.02mg/l 以上である湖沼。(水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 3 第 2 項第 1 号)) についてのみ適用とするものとする。

(3) 暫定目標の設定に関する考え方

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(S60.6.2 付け環水管第126号)により、暫定目標の考え方が以下のとおり示されている。

湖沼については、「水質汚濁に係る環境基準について」(告示)の環境基準の達成期間の分類により難しい場合は、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかに達成に努める。」とすることができるものとし、この湖沼についての暫定目標については、おおむね5年ごとに必要な見直しを行うこと。

なお、暫定目標の考え方については、告示第3の2(1)を参照(別添参考資料)。

2. 今回の水域の類型指定の見直し方針(案)

(1) 河川の見直しの方針(案)

1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

2) 見直しの考え方(前回見直しの際の考え方を引用)

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする

- ①原則として5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。
- ②原則として10年以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域。
- ③水域類型の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。
- ④湖沼と併せて水系単位で見直しを検討し、水系内での検討を進める。

(2) 湖沼類型未設定人工湖沼の河川類型から湖沼類型当てはめの方針(案)

1) 見直しを検討する水域

①湖沼類型未設定人工湖沼の河川類型から湖沼類型当てはめ

貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人口湖に該当する水域(滞留時間を検討中の水域を含む)であり、現在河川として類型指定されている水域。

2) 見直しの考え方

- ①湖沼の類型指定の当てはめについては、これまでの考え方1.(2)を踏まえて検討する。
- ②人工湖沼における利用目的の適応性に関する検討については、前回の陸域環境基準専門委員会(第5回)において示された基本的な考え方(資料4-2-1)を参照して検討する。以下資料の抜粋を参照。

1) 下流の河川水域で上水道の取水がなされている湖沼の扱い

生活環境に係る水質環境基準は、水域ごとに利用目的を勘案し、類型をあてはめている。下流域の取水地点を含む河川水域には、当該水域の利用目的を勘案した河川としての類型があてはめられていることが一般的であり、また、取水位置も、人工湖の影響を直接受けるダム地点の直下から、流下過程で支流等の流入や雨水、排水の流入等により水質が大きく変化する中下流域まで様々である。

したがって、当該取水地点における水質保全を図る上でダム貯水池の水質が密接不可分の関係にある場合には、ダム下流域の利水もダム貯水池の利用目的に含めることとすることが適当である。

2) 水産利用

水質保全の目標であり、現状を踏まえた目標として、漁業権魚種による機械的な判定はあらため、漁業権も踏まえつつ、指定権者が地域の意見を十分聴取して指定すべきもの。一律の判定基準にはなじまない。

3) 自然環境保全

自然探索には様々な水準があるが、環境基準において最も高いランクの水質が必要とされるのは、厳然たる自然地の探索であると考えられる。人工湖の場合、もとより自然が大きく改変された場であるため厳然たる自然地には当たらないが、多くの人に親しまれる親水空間として、可能な限り良好な水質を維持する必要がある。

4) 利水目的の適応性から判断される類型よりも現状の人工湖の水質が上位の類型に相当する水質である場合

上記により判断される類型よりも現状の湖沼水質が良好である水域については、平成 6 年度の行政監察勧告で示された、「水質が改善されている水域については、水質を再度悪化させないように適切に類型を見直す必要がある」との考え方に準じ、現状非悪化の観点から現状の水質に対応する類型とする。

(3) 暫定目標の見直し方針 (案)

- 1) これまでの考え方 1(1)および(3)を踏まえて検討。

(参考)

平成 15 年に整理された人工湖の類型指定の考え方による指定事例

H15 年に整理された人工湖の類型指定の考え方	対 応 例
<p><b>【自然環境保全】</b></p> <p>人工湖の場合は、対策を講じた場合に達成が可能な最高ランクの類型とする。</p>	<p>・二瀬ダム貯水池(H15 年指定)</p> <p>国立公園の区域に指定されているが、現状の汚濁負荷対策等を勘案して現状水質に相当する類型を指定</p> <p>→<u>湖沼 A,Ⅲ類型を指定</u></p>
<p><b>【水産利用】</b></p> <p>漁業権魚種による機械的な判定は改め、漁業権も踏まえつつ、指定権者が地域の意見を十分聴取して指定すべきもの。一律の判定基準になじまない。</p>	<p>・川俣ダム貯水池(H15 年指定)</p> <p>①漁業権魚種(ヒメマス、サクラマス、ヤマメ、ニジマス、イワナ)→AA, I 類型相当</p> <p>②漁獲魚種(ニジマス、サクラマス、ヤマメ、イワナ、コイ、フナ)→A, II 類型相当</p> <p>→川俣ダム貯水池においては、漁獲魚種の実態を踏まえて <u>A, II 類型を指定</u></p>